近世後期における「伝染病」学説

――「市川橋本伯寿著断毒論一件」の分析を通じて――

香西 豊子

東京大学大学院人文社会系研究科 G-COE 特任研究員

受付: 平成21年2月19日/受理: 平成21年9月11日

要旨:19世紀の初めに、甲斐の医師・橋本伯寿によって書かれた『断毒論』は、「伝染病を現代的な概念で論及した最初の本」と言われる。伯寿は、病の原因を有形の毒の「伝染」に見るその着想を、長崎への遊学および独自の観察から得た。天然痘・麻疹・梅毒・疥癬を、時疫や胎毒で説明していた当時において、彼の「伝染病」学説は、異色なものだった。

その異色さゆえか、『断毒論』で展開された主張は、医学館の痘科(池田家)が擁する学説と対立することもあった。本稿では、その対立の様相を資料に即して確認した後、幕藩体制下で「伝染病」学説を唱えることが帯びた政治性について考察した。

キーワード:橋本伯寿,断毒論,伝染病,池田痘科,学説と政策

1. 問いの所在

──橋本伯寿『断毒論』の刊行当時の位置

甲斐の医師・橋本伯寿は、『断毒論』(1809(文化6)年刊行)¹⁾の著者として知られている。同書において彼は、痘瘡・麻疹・梅毒・疥癬といった「伝染病」に対しては、病の毒気を逃げ避けること(断毒)こそが最良の策であると説いた。これは、そうした病の原因をおもに胎毒説や時疫説によって説明していた近世後期にあっては、特異な論考であった。

その『断毒論』は現在、「伝染病を現代的な概念で論及した最初の本である」²⁾(傍点引用者・以下同様)、あるいは「全く自然科学的なスピリットに欠けていた社会環境」において「病気の流行相に観察の眼を向け、その中から伝統の訓えに抗して先入観を排し、真理を抽出し、その大局においては正確な論理を展開した|³⁾と評されている.

『断毒論』には、たしかに「伝染(病)」「流行」 「避(さく)」「防・禦(ふせぐ)」「予防」といった、 現代の伝染病の記述となじみのよい用語が頻出す る. そのため、字面の同一性をたどって、それらに「現代的な概念」の走りを見てしまうのも、故無しとはしない.

だが、『断毒論』へのそうした遡及的な評価の 目線は、現代に通じるその先見性を強調するあま り、それが刊行当時、他の所説を擁する人びとに 与えたであろう影響を取り逃がしかねない。のみ ならず、悪くすると、それは往時の他の所説を、 固陋で頑迷な妄説の位置へと押しやってしまう可 能性すらあるのだ(それでは逆に、『断毒論』が 同時代的におびた斬新さを、評価し損なうことに なるだろう)。

そこで、本稿では、現代の学説に照らした評価をひとまず置き、伯寿の『断毒論』が当時どう読まれたのかを探ってみたい。はたして、近世後期に「伝染病」学説を唱えることは、いかなる意味あいを帯びていたのだろうか。

2. 対象および方法論 ----「事件」を通して見る「伝染病」学説への評価

考察に際して、本稿では、刊行後の『断毒論』

が巻き込まれた、ひとつの「事件」に注目したい. その概要は現在、たとえば、つぎのように紹介されている. 橋本伯寿の人と事績が、現在どのように語られているかと合わせて、見てみよう(引用は、ある日本の歴史人物事典にのる「橋本伯寿」の項の説明である).

橋本伯寿(はしもと・はくじゅ) 生年不詳 天保2(1831)・12 [没] 江戸後期の医者.甲斐国(山梨県)市川大門村の曽祖父以来続いた医家に生まれる.名は徳,号は三巴,節斎,通称は保節.長崎に遊学して吉雄耕牛,志筑忠雄に蘭学を学び,帰途大村,天草を訪れて天然痘患者の厳重な隔離による避痘効果を体験した.さらに多くの実見によって隔離法による伝染病の予防対策を提唱,文化7(1810)年「断毒論」を著し,天然痘・梅毒等の伝染説を唱道した.避痘隔離法の法令化を甲府勤番支配役所に請願した書中で,医学館の痘科教授池田瑞仙の説を批判したことから「断毒論」の版木を押収されるという事件も起きている.(宗田一)4)

いま着目すべきは、末尾の一文である。医学館による医学の統制といえば、もっぱら1849(嘉永2)年3月に発令された「蘭方禁止令」が広く知られているが、それより40年近くも前に、医学館の痘科の教義に触れた廉で、問題の書籍の版木が押収される「事件」が起きていたというのだ。

近世にあって書籍を板行することは、書肆の後ろ盾をもたない著者にとっては、一大事業だった⁵⁾. 多くの工程に専門の職人がかかわる. そして、「版権」という考え方のない当時、版木の所有は、そのまま書籍の刊行・専売する権限を表した. その重要な版木が、「押収」されてしまったというのは、たしかに穏当ではない話である.

村松学佑の『甲州医師伝』[®] には、ことの経緯がより詳細に記されている。それによると、伯寿は『断毒論』出版後の1812(文化9)年、自分の考える痘瘡予防の唯一にして確実な方法「避痘隔離法」を実施するよう、市川陣屋ならびに甲府勤番支配所に請願する。が、その文書において、「人

工種痘の効少なくして却つて流行を招来するの危 険多きを縷述し、暗に当時この法を以て得意とし て盛名ありし池田瑞仙の説を攻撃」⁷⁾した。その ため、1813(文化10)年5月、池田瑞仙の子・瑞 英は、甲府を訪れた際に「伯寿と会見して所論を 闘はさんと、偶々当時滞峡せる幕府医官にして甲 府医学所教諭たる竹内英仙を介して伯寿の出府を 促し、遂に名を英仙の仲裁に藉りて『断毒論』の 版木全部を押収せり」⁸⁾というのだ。

「伯寿以て彼が父瑞仙の意に出づるとなし憤懣措く能はず.翌六月市川陣屋代官中村八太夫(注記略)の承認を請ひて『断毒論』版木取り戻し並びに甲府医学所の公開席上に於いて討論せんとの訴訟状を甲府勤番支配役所に提出せし事件あり」⁹.

本稿では、この『断毒論』をめぐる一件を、牛痘種痘がひろく実施される前の時点での「伝染病」学説の位置づけを探る上で、非常に興味深い事例とみなし、考察の対象とする。それは、著作以外の資料に乏しい、橋本伯寿その人を知ることにもつながるであろう¹⁰⁾.

ただし、「事件」を扱うことには、方法論の面からみて、困難がともなうことにも留意しておく必要がある。「事件」とは言わば、伏在していた諸事象が、ひとつの出来事のかたちをとって顕在化したものである。したがって、一回起的で他に類例をみないため、ともすれば極限的な事例を「過大」に評価してしまう可能性が常につきまとうのだ。くわえて、種々の資料を参照しながら「事件」を事象群のなかに配置してゆく作業には、さまざまなかたちで恣意や錯誤が紛れこむ。

だが、「事件」を扱う難しさは、方法論のさらなる精緻化を促すことにつながりこそすれ、「事件」の記述そのものを歴史家にあきらめさせるものではないだろう。要は、記述の検証可能性を担保しつつ、その記述をいかに妥当なものとしていくかである。最低限の作法として、当該記述が、どのような資料に依拠し、どのような手続きを踏んでなされているのかが明示されるかぎり、「事件」の考察は認められるのではなかろうか。

こうした立場から、本稿では以下、橋本伯寿の 『断毒論』をめぐる一件に検討を加えてゆくこと とする. 手順としては,まず件の「事件」の概要を,一次資料「市川橋本伯寿著断毒論一件」(『山梨縣志醫事衛生資料 十二』所収)まで立ち戻って確認する. その上で,所期の問題——すなわち,「伝染」する毒気を断つという「断毒」の概念は,世に問われた当時,その実践という面で,どのような含意をおびていたか——について考えてゆく.

3. 「市川橋本伯寿著断毒論一件」の概要

1)「市川橋本伯寿著断毒論一件」の成立

橋本伯寿の提唱した「断毒論」にまつわる「事件」を後世に伝える資料、「市川橋本伯寿断毒論一件」は、2つの書状から成る。これは現在、現物の伝存が確認されていない¹¹⁾。そのため、本稿では、村松学佑が筆録した手控え(『山梨縣志醫事衛生資料 十二』¹²⁾ 所収、12丁オ~14丁オ、以下『山梨医事資料』)を利用する¹³⁾。

同文書を構成する2つの書状とは、①「乍恐以書付奉願上候」からはじまる訴状(以下,「訴状」)と、②「痘瘡麻疹隔離避難所設立御願書」と標題のついたもの(以下,「隔離避難所設立願」)とである.ともに差出人は,「市川大門村 橋本善也」,宛先は,前者が「中村八太夫様 御役所」,後者が「御役所」となっている¹⁴).

成立年は、「隔離避難所設立願」は不明、「訴状」は、末尾の「酉」から「癸酉」の1813年(文化10)年と思われる¹⁵⁾. 先に引用した宗田一による事典の説明および村松学佑の『甲斐国医史』では、まず②の「隔離避難所設立願」が作成され、その後①の「訴状」が認められたものと推測し、「事件」の解釈をおこなっている. だが、「隔離避難所設立願」を精かに読めば、1817(文化14)年の事績が登場することが判かる. したがって、書状の成立順序は、「訴状」(①)が先であり、のちに「隔離避難所設立願」(②)が、「訴状」とは別個に作成されたということになる.

ここでいったん, 関連事項を時系列に沿って整理すると, 以下のようになる.

1791 (寛政3) 年 幕府, 「医学館」設立

1797 (寛政9) 年 「医学館」に痘科が新設さる (池田瑞仙が教授に就任)

官許「甲府勤番医学書」設立

1809(文化6)年 橋本伯寿,『断毒論』『翻訳 断毒論』を板行

1810(文化7)年 橋本伯寿,『断毒論』『翻訳 断毒論』を再版

1812 (文化9) 年 幕府御番医・竹内英仙, 甲 府医学所教授として甲府入峡¹⁶

1813(文化10)年 池田瑞英, 甲府入峡(5月) 橋本伯寿, 御役所(中村八太夫)に「訴状」 を提出(6月)

1814 (文化11) 年 橋本伯寿,『断毒論』を再版, ならびに『国字断毒論』を板行

(1817(文化14)年以降のどこかの時点で,橋本伯寿,御役所に「隔離避難所設立願」を提出)

では、その2つの書状はそれぞれ、どのような内容を記していたか、成立の順にみてみよう.

2) 「訴状」

まず「訴状」だが、これについては短くもあり、 また目にする機会も稀だと思われるので、ひとま ず全文をここに翻刻・引用する.

乍恐以書付奉願上候

中村八太夫御代官所 甲府八代郡 市川大門村 医師 善也

奉願上候趣意は,江戸表御医師池田瑞仙様御門人池田瑞瑛殿,去ル五月十六日以書状被申聞候は,明後十八日於甲府竹內英仙様御屋敷,面談被致度由,申来候処,其節私義病気に付,以名代如何之義ニ候哉御尋申上候処,英仙様被仰候ハ,先達而私著述仕候医書断毒論之義ニ付,討論被成度由ニ御座候.然処私病中ニて御答難相成候ニ付,快気仕候迄御延引被下度申上候処,御聞済無之,依之英仙様以思召被仰聞候は,右断毒論板木此方え差出置候ハゝ,瑞英殿相宥可

為致帰府趣ニ付,病中之義故,右御取計に従ひ, 英仙様へ板木差上置申候. 然ル処,此節全快仕 候間,罷出候. 右ハ私著述之義に候得は,御尋 有之方えハ取々申述度奉存候. 併全く討論相好 候義には無御座候得共,右之仕合ニ付,不得止 事御訴訟奉申上候. 乍恐於甲府御医学所面談仕 候様,被仰付被下置度奉願上候

一 池田瑞瑛殿義,是迄面談仕候仁ニ茂無御座 候得は,江戸表池田瑞仙様御指図を以被成御差 越候義に相違無御座候哉. 乍恐此段御掛合御糺 被成下置度,是亦奉願上候.右願之通御聞済被 成下置候ハ、,難有仕合奉存候. 以上

酉 六月

八代郡市川大門村

医師 善也

前書之通甲府御勤番御支配様 御役所之奉願上度候ニ付,何卒御添翰被成下置 候様奉願上候,以上

八代郡市川大門村 医師 善善 善也

中村八太夫様 御役所

ここに記された「事件」の事実関係を文意に即 して整理すると、こうである. すなわち、1813(文 化10) 年5月16日, 江戸「医学館」 痘科教授・ 池田瑞仙の門人である池田瑞瑛 (瑞英)17 が、橋 本伯寿に、明後日の18日に甲府医学所教授・竹 内英仙の屋敷で面談したいという書状を出した. だが、そのとき伯寿は病気だった、そこで伯寿は 竹内英仙に、代理をたててもよいかをうかがうの だが、池田瑞瑛が『断毒論』につき著者本人との 討論を望んでいることを聞かされる. そして,病 気が回復するまで面談を延期するという伯寿の代 案も、 却下される、 英仙が代わりに示したのは、 『断毒論』の版木を英仙に差し出すという案で あった. そうすれば、自分が瑞瑛をなだめ江戸に お帰りいただくから、と、伯寿は結局、版木を英 仙に差し出すのだが、本復した後も、版木は戻ら ない. そのため、やむをえず御役所に訴え出るに 至ったのだった.

伯寿はそれまで、池田瑞瑛とは面識がなかった

ため、一連の遣りとりの背後には、江戸の池田瑞仙の「御指示」があったにちがいないと断定している。この点に関しては、合わせて検証するべき資料が他に無いため、真相は判然としない。ただし、このとき伯寿が、ことの背景に、池田痘科¹⁸⁾との衝突を意識していたことだけは確かであろう。

なお,『断毒論』の再刻が,翌1814(文化11)年に板行されていることを考え合わせれば,板木はこの後一年以内に,伯寿の元へと戻されたであろう可能性が高い.

3)「隔離避難所設立願」

つぎに「隔離避難所設立願」である.これは、 痘瘡や麻疹の流行時に子供らを「隔離避難」させ ることを、法令により規定するよう進言した文書 である.「痘瘡麻疹隔離避難所設立御願書 市川 大門村 橋本善也」という標題につづき、請願の 概要、および請願の論拠がつづられている.

まず冒頭において、書状の主眼が「避痘の事、法令にて御発布」されることにある旨が述べられる。「古今医書に、痘瘡は天行時疫にて胎毒を発すと申し、麻疹は風邪外伝の疫疾と申し、世間御一統、人間一生一度逃れ難き一厄と心得来」¹⁹⁾ったが、30数年前、九州に修行に行く途路に自ら見聞したところによると、古来、「痘瘡を避け来り候土地」²⁰⁾がそこかしこにあった。つまり、痘瘡や麻疹は、避けられる。また、公儀では従前より、小児を保護する政策(痘瘡薬・麻疹薬の御触や、堕胎の禁止、生子養育金の下附)をとってきたのだから、「避痘」も法制化してほしい、というのだ。

つづいて,この請願が理にかなったものであることが、実例を挙げつつ論証されてゆく.論証は、細分すると、2つの主張を柱としている.

一つは、痘瘡に未だ罹患していない者を避難させる、「避痘」という方法は有効である、というものである。論拠としては第一に、「肥前国大村・五島、周防国岩国、美濃国苗木、肥後国天草島、紀伊国熊野、信濃国御嶽・秋山郷、伊豆国八丈島、越後国妻有庄」をはじめ、日本全国13か所で、痘瘡の「毒気」を忌避しえていることが挙げられ

ている. つまり、痘瘡は「気運時候」とは無関係の「一種の毒気」だというわけだ 21 . 論拠の第二は、自ら2度にわたって避痘を実施した結果、罹患者がでなかったことである. 1812(文化9)年と1817(文化14)年に、伯寿は同志の者とともに、小児数人を避痘させたところ、容易に避けることができたという.

いま一つの主張は、人痘を用いるのであれ牛痘を用いるのであれ、種痘は必ずしも害がないとは言えない、というものである。人痘種痘は、西洋や中国にとどまらず、日本においても近来おこなわれはじめたが、自ら試してみたところ、みなが軽症で済むとはかぎらず、他の小児に伝染して逆に流行を招く恐れがある。したがって、小児をことごとく教う(「普教」)避痘には及ばない。牛痘種痘も同断で、かりに種痘を受けた当人が軽く痘瘡を済ませられたとしても、他の小児を遠く避難させておかなければ、流行の種となってしまうと、危惧を表明する。伯寿にあっては、避痘の土地に見られるような、「普教」こそが最大の美事なのであった。

こうした実証的・論理的根拠でもって、伯寿は、末尾に再度、避痘の法制化を訴える.「避痘の法、実行せらるれば、人命并に浪品の減少、御仁政普救ノ美事なり.布達シテ実行せんことを乞ふ」²²⁾.痘瘡が、時疫や胎毒によるものであれば、罹患を逃れるのは困難である.だが、伯寿は、その原因を、形があり物理的に伝染する「毒気」と捉えた.そして、有形の「毒気」が原因だからこそ、避痘によってその毒の伝播を断ちさえすれば、あたら人命や物品を無駄にすることを防げると、「隔離避難所」の設立を構想するに至ったのだった.

以上が、「市川橋本伯寿著断毒論一件」を構成する2つの書状の概要である。このうち、本稿で対象としている版木の「押収」に関して記していたのは、「訴状」であった。「避難隔離所設立願」は、それとは別個に、避痘の公的な実施を役所に訴えていたのである。

4. 考察

──『断毒論』は何に抵触してしまったのか

1)「事件」の背景に関する従来の解釈

そこで次に、版木をめぐる「事件」はなぜ起き てしまったのか、「事件」の背景の考察へと移る ことにしよう。

まずは、これまでに挙がっていた解釈につき検討をくわえておく、整理すると、これには、村松学佑の「[「隔離避痘所設立願」が] 暗に当時この法[前出の「人工種痘」を指す]を以て得意として盛名ありし池田瑞仙の説を攻撃」([]内、引用者補足)したため、というものがあった。また、宗田一は「避痘隔離法の法令化を甲府勤番支配役所に請願した書中で、医学館の痘科教授池田瑞仙の説を批判したことから『断毒論』の版木を押収され」た、と記述していた。いずれも、「隔離避難所設立願」における池田痘科への批判的な内容が、「事件」の引き金となったという見方である。

だが、これらについては、すでに確認した書状の成立に関する事実関係によって反駁されるであろう。村松の手控えでは、2つの書状は、因果の連関があるものとみなされ、一件文書「市川橋本伯寿著断毒論一件」として括られていた。だが、それらは独立して作成されており、しかも「隔離避難所設立願」が作成されたのは、「訴状」よりも後である。したがって、「事件」の背景に「隔離避難所設立願」を据える解釈は、成り立たないのだ。

さらに言うなら、池田痘科と伯寿とのあいだで 争点となっていたのは、「人工種痘」をめぐる見 解だったという村松の理解は、諸書に見られる池 田痘科の教義に反する。池田痘科のおこなった治 療の内実や精確な教義については、今後の研究を またねばならない点が多い。しかし、こと種痘に かぎって言えば、池田家一門もまた、それを良し とはしていなかった。つまり、人痘種痘や牛痘種 痘に対する見解は、池田痘科と伯寿とで、大筋一 致していたのである。

たとえば、池田痘科の初代教授・瑞仙は、『断毒論』の刊行とほぼ同じ時期の1806(文化3)年、世俗にむけて板行した『痘疹戒草』²³⁾の中で、「「種

痘は] 忌慎みてする事なかれ」と説いている(「種痘の説」²⁴⁾ の項). かつて著者も種痘(この場合,人痘種痘)の効能を4,5人の小児で験したことがあったが,軽症で済んだが後に再度罹患する者,稠密に発痘したためしばらく治療を要した者,また逆症に陥り死亡してしまう者が出た. そのため,以来,この法を禁じているというのだ.

「……李仁山が説 「緒方春朔 『種痘必順弁』に載る人痘種痘法を指す」には、日をえらび種痘する時は十の中八九は順なりといへども、値ずして自然と思ふものも、十の中八九は治療病ひにあたれば全性するものなり。されば、あながち種痘して病を招くも益あるまじ。まして痘の順逆・瘡のたまは、胎毒のみの為ところにもあらず。時気によりて変りぬ病も出来るものなれば、種痘して稠密凶逆症をなさば、あしかるべし」。

種痘によって人為的に順症の痘瘡を発せさせられる割合は、自然に罹患したのち全快する割合と変わらない。したがって、あえて種痘を施すことに意義は認められない。ましてや、痘瘡の転帰は、種痘によって一見統御可能な「胎毒」だけでなく、「時気」という不確定な要因にも左右されるのだから、その投機めいた方法にはしってはならないと、著者・瑞仙は戒める²⁵⁾。こうしたことを勘案すると、橋本伯寿と池田一門とが、種痘への見解をめぐって対立していたという解釈は当たらないのだ。

2) 近世後期に「伝染」学説がおびた政治性

だが、従来なされてきた解釈が立ち行かないとするならば、ことの背景には、何があったのか.
一次資料に乏しい現時点では、むろん、何も明言することはできない.しかしながら、伯寿と池田痘科との間に、単なる行き違いとでは済まされないような軋轢があったことだけは確かだろう. 医学館の関係者が在所の一医師に、著作につき、面談のうえ「討論」することを申しこみ、応諾しない場合はその版木を預かりにするという事例は.

これより外に知らない.

では、その軋轢とは、どのようなものだったか、学説の相違ということで言うなら、橋本白寿と池田痘科とは、痘瘡の病因論という点で、見解を異にしていた。前述の『痘疹戒草』を参照すると、池田痘科(少なくとも瑞仙その人)は痘瘡を、生まれつき身体にそなわる「胎毒」と身体をとりまく「時気」との感応の結果として説明していた。それに対して、伯寿は痘瘡の要因を、形ある毒気の「伝染」と説く、体内に毒が存在すること自体は否定しないが、あまねく痘瘡を起こさせる生来の「胎毒」というものを想定しないのだ(身体には、それぞれの病に対応する多様な毒があり、たとえば痘瘡の場合、その毒気が人から伝わりくると、それに感じる毒をもつ者は痘瘡に罹患する。逆に、痘瘡の毒をもたない者は、罹患しないという).

しかし、だからといって、こうした病因論の相違がそのまま両者のあいだの軋轢につながり、「事件」を引き起こしたと考えるのは早計であろう。というのも、当時、池田痘科と痘瘡の病因論を異にした医家は、橋本伯寿だけではなかった。それこそ、人痘種痘や牛痘種痘の効能を説き、かつそれを実践していた医家らは、全国各地に存在した。一門の師みずからが著書において批難している種痘の唱道者らが放置され、ひとり伯寿のみが、異なる病因論を説いているという廉で標的とされたというのでは、あまりに不可解である。

ここは、「事件」の要諦がむしろ、病因論の相違それ自体にあったのではなく、その違いが、池田痘科にしてみれば看過することのできない性質のものだったと考える方が妥当であろう。橋本伯寿の「断毒論」のおびる含意が、医学館に一科をはる池田痘科の立場に抵触したのだ。

そうした観点から資料を眺め返すとき、非常に 重要な意味をもってくるのが、もう一つの書状、 すなわち「隔離避難所設立願」の存在である. こ こまでの考察では、これを「事件」とは直接的に 関わりないものとして脇に置いてきた. だが、そ れは他面、「断毒論」の展開が行きついてしまう、 藩政に干渉的な性質を具現していたのだ.

あらためて「避難隔離所設立願」をみてみよう.

すると、その目的が、ただ自説の正しさを説き、時気・胎毒を病因とする説や(人痘・牛痘)種痘の有効説を論破することにではなく、避痘の公的な実施の請願にあったことが、確認できるであろう、避痘の法制化を説き、避難隔離所の設立を訴える、それはいわば藩政への進言であった(そもそもそれは、宛先からしてが、「御役所」の代官だった)、つまりこの書状は、伯寿の「断毒論」が、提唱のされ方次第では、一医家による治療活動や著述業の枠を超え出る契機をはらんでいたことを証しているのである。

伯寿の所説では、痘瘡や麻疹の毒気は、人から人へと「伝染」する。その理論的前提にもとづけば、導きだされる予防法は、当該の病にまだ罹患していない者²⁶⁾を、領内に毒気が「伝染」してくる前から一定期間べつの場所に避難させ、「伝染」の回路を断つことで病の流行を防ぐ「避痘」ということになる。とはいえ、個々の身体への処方ではなく、身体の間の紐帯や集合的に身体の処し方を論じるというのは、当時、もっぱら政治の領分に属していた。それゆえ、伯寿は自らの「伝染病」学説に忠実であろうとすればするほど、学問や医療の領分をこえ、政治の領分に立ち入ることになったのである。

そうしてみれば、『断毒論』の版木が医学館の 池田痘科に連なる医師に差し押さえられるという 「事件」の背景には、「伝染病」学説がはからずも 帯びてしまう、政策志向性なるものが見えてこよ う.「避難隔離所設立願」には、いみじくも「御 仁政」に論及する件があるが、「避痘」「断毒」の 提唱は、身体をめぐる学説が百家争鳴の時代に あって、ぬきんでて体制に介入的であった. それ は、時気と胎毒の相互作用という病因論のもと、 体制に順応的に、身体の養生と日々の摂生とを説 く池田痘科にしてみれば、とうてい容れられない 学説だった(その点,種痘を有効とする説は,当 時はまだ、個々の身体を対象とした医術の範囲を 超えでるものではなかった)。それゆえ、池田瑞 英は橋本伯寿に、面談のうえ「討論」することを 申しこみ、事情はあれ伯寿が応諾しなかったの で、問題の書籍の版木を預かりにしたのだ、

3) 身体をめぐる医学・医療と政治体制

考察を終えるにあたって、最後に、近世後期に おける医学・医療と政治体制との関係性について 触れておきたい.

さきに医学・医療の領分と政治の領分という区分を出したが、近世後期の身体をめぐる両者の関係は、医療が政策の一分野をになう現代のそれとは大いに異なるものだった。医学や医療という領分は、人民や土地の統治という政治の領分とは別のところにあった。法制度の裏づけを得た「正統」な医学・医療が打ち立てられてはいなかったのだ。医学・医療の「正統」の近似物としては、ときに幕府・医学館の教授や各藩の藩医の活動が見出されることもある。だが、それらとて、完全に排他的に権威を付与されていたわけではなかった。

そうした状況のもと、林立する諸家はそれぞれ、政治の領分に触れない限りで、病の説明と治療と 実験とに当たっていた。そして、伯寿の「断毒論」 のように、政治の領分へと踏みこむような医学・医療の実践的な動きがあれば、警戒されたのだった。

それにつけて想起されるのは、やや時代のくだった1857(安政4)年ごろ、長崎のオランダ商館に赴任していたポンペが、幕府当局との間でおこなった一連の折衝である。伝染病として知られていた梅毒が巷に蔓延するのを防ごうと、ポンペは熱心に、遊女屋に対する医学的監督の必要を幕府に説く。だが、返ってきたのは次のような回答だった。ここにもまた、身体をめぐって反復される、医学・医療と政治体制とのあいだの線引きの一端が示されているだろう。

日本では大変むずかしいことだ。娘たちに衛生を注意して健康に暮らすように強要することはできない。身体はその人のもので、それに対して誰も何ともいうことのできない財産である。 当局だって同じことだ。²⁷⁾

これにつづく段で、ポンペは、幕府の無為無策 を、怠慢だとして非難している。が、着目すべき は、傍点で強調した部分、すなわち、いかな当局 であっても、おのおのの「財産」たる身体(の管理) に介入することはできない、という部分である.

これは、身体が当時、幕藩体制下に組み敷かれていなかったことを意味するわけではない。身体はむしろ、厳密に土地と地縁とに結びつけられ、租税が課せられ、体制に反すれば応分の刑罰がくわえられていた。

この幕府の側の言い条が示唆するのは、そうではなく、当時の体制は、身体を処するのに医学・医療という回路をもちいなかったということである。体制による身体への差配は、医学や医療を介しない、より直接的なものだった。医学・医療が政治の領分と交錯することは、むしろ周到に回避されていた――『断毒論』の版木をめぐる「事件」に見られたように、突出した事例が、おなじ医学・医療の内部で牽制されるか、ポンペの進言の類末のように、政治の領分から拒絶されるかして――のである。

5. 結 語

橋本伯寿の「断毒論」は、痘瘡や麻疹などの「伝染病」に斃れゆく小児を救うことを目指していた。その目的に照らして言えば、平素からの摂生や養生を説く池田痘科や、人痘や牛痘を種えて毒気を散らすことを説いた種痘の支持者らと、変わるところはなかった。ただし、「断毒論」の場合、企図される方法が他とは違っていた。そこで提唱されたのは、病への罹患を前提とした消極的な療治でも、また少数の犠牲者が出ることに甘んじる投機的な予防でもなく、積極的かつ効果の確実にあがる「避痘」であった。

ただし、大がかりな法制度や施設を必要とする「避痘」の構想は、政治の領分にまで踏みこみかねない。それは、池田痘科を刺激しないではおかなかった。その結果、最終的には「訴訟」へとつながる『断毒論』の版木差し押さえ「事件」が起きることともなった。また一方では、「隔離避難所設立願」という公儀に対する進言となって現れた。近世後期において、痘瘡や麻疹を「伝染病」とする病因論は、その論理的な帰結として「断毒」「避痘」の構想へとつながり、はからずも政策介入的な性格を帯びたのだった。

注

- 1) 『国書総目録(補訂版)』(東京:岩波書店;1991) には、橋本伯寿の著作として、3種の『断毒論』が採 録されている.『断毒論』2巻(文化6年刊版・文化7 年刊版)・『翻訳断毒論』1巻(文化6年刊版・文化7 年刊版)・『国字断毒論』2巻(文化11年刊版)である. これらが成立する経緯については、深瀬泰旦. 天然 痘根絶史 --- 近代医学勃興期の人びと. 京都. 思文 閣出版; 2002. p. 382-393, で綿密な検討がなされて いる. それによると、まず 1809 (文化 6) 年に、漢文 テキストの『断毒論』2巻とその要点を漢字仮名混じ り文で記述した『翻訳断毒論』とが、3冊同時に刊行 された. そして, 1814 (文化11) 年に, そのうちの『翻 訳断毒論』と国字の付録とが、乾・坤2巻揃というか たちで刊行されたということのようである. なお, 本稿では, 杏雨書屋所蔵の『断毒論』(天・地, 2巻) および『翻訳断毒論』(人,1巻)(ともに1810(文化7) 年刊・請求記号:乾4653)を参照した。また、資料 の引用に際しては、適宜、漢字・仮名遣いを現代的 に改めた(以下,すべての資料についても同じ).
- 酒井シヅ. 日本の医療史. 東京:東京書籍;1982.
 p. 365
- 3) 佐々学.「国字断毒論」解題. 森嘉兵衛・ 谷川健一編. 日本庶民生活史料集成 第7巻 (創饉・悪疫). 東京:三一書房;1970. p. 94. なお,橋本伯寿は自らの「観察」にくわえ,西洋の諸テキストも参照して「断毒」論を構想する至ったようである(「予長崎遊学せし比,中野忠雄に従ひ医書および天学書和解の時,フルブリュツケを見る事を得たり」(『翻訳断毒論』7丁ウ).『断毒論』が西洋の諸テキストから受けた影響については、土肥慶蔵.世界梅毒史.東京:朝香屋書店;1921 や,古賀十二郎.西洋医術伝来史.東京:日新書院;1942,を参照.
- 4) 朝日新聞社編. 朝日日本歴史人物事典. 東京:朝日新聞社;1994. p.1311頁左
- 5) 江戸時代の出版事情については、おもに以下の文献を参照. 中野三敏. 江戸の出版. 東京:ペりかん社;2005,橋口侯之介. 続和本入門――江戸の本屋と本づくり.東京:平凡社;2007
- 6) 山梨県立博物館蔵. 写本. 雑誌『山梨教育』に掲載された論文が, 山梨県史編纂のためにまとめなおされたもの. 内題は「甲州の痘科及び種痘」. この稿本は, 2002(平成14)年に村松学佑の残した原稿が単行本, 村松学佑(甲斐国医史刊行会)『甲斐国医史』(東京:学習研究社; 2002)に編まれるに際し, 第7章として組みこまれた.
- 7) 村松学佑 (甲斐国医史刊行会). 甲斐国医史. 東京: 学習研究社; 2002. p. 234
- 8) 村松学佑 (甲斐国医史刊行会). 甲斐国医史. 東京: 学習研究社; 2002. p. 234

- 9) 村松学佑 (甲斐国医史刊行会). 甲斐国医史. 東京: 学習研究社; 2002. pp. 234-235
- 10) 『断毒論』 地巻には、伯寿の著作として「省方類鑑・ 節齋醫話・金瘡口授・續翻訳断毒論」が載る(「節齋 著書目録」36 丁オ)が、未見、伯寿に関しては、『断 毒論』の序・跋、ないし村松学佑による系譜調査(村 松前掲書、pp. 163-164)以外、ほとんど情報が得ら れない状況である。なお、明治以降の橋本家の系譜 については、杏雨書屋所蔵の『断毒論』の帙の中に、 無記名の調査メモ(菩提寺の墓碑銘の写しと橋本家 の系譜に関する原稿)および子孫の戸籍謄本 2 通が残 されている。
- 11) 戦時中, 甲府は大空襲に遭い, 近世の文書の大半 が灰燼に帰した. 「市川橋本伯寿著断刻論一件」の原 資料もまた, そのときに焼失・散逸した可能性が高 いという(山梨県立博物館学芸課の談).
- 12) 山梨県立博物館蔵. 体裁は, 和綴, タテ 25.0 cm×ョコ 15.8 cm, 毎半葉 12 行掛, 全 97 丁 (+貼り込み 3 丁), 写本で裏表紙左下に「村松学佑 手記」とある. 山梨県立図書館編『山梨県立図書館所蔵 古文書目録7』(山梨:山梨県立図書館;1987. p. 109) によると, これは「大正 4 年若尾謹之助の計画により創設された山梨県志編纂会に参与としてかかわった村松学佑が,本県の医事衛生関係資料を収集し編纂した稿本である」という.
- 13) 『山梨医事資料』では、標題「市川橋本伯寿著断毒 論一件」の下に、「甲府山田町石氏兵作所蔵 大正七 年六月廿四日採択」と記されている。しかし、原文 書については、現在未詳. なお、石氏氏には、橋本 伯寿の実弟が養子に入っている(村松前掲書、p.164) ので、その関係から、文書が石氏氏に伝えられたも のと思われる。
- 14) これらの書状は、差出人側の控えとして記録された資料である。そのため、これらが実際に提出されたかどうかは、本来、代官(御役所)側の資料と突きあわせをおこなわねば判らない。しかしながら、上記注10および11に記した通り、現在、その確認をとることは困難である。そこで本稿では、仮にこれらがともに提出されたものとして考察をすすめることにする。
- 15) 『断毒論』板行から橋本伯寿の没年(1831(天保2)年)までの間に、酉は、1813(文化10)年と1825(文政8)年の2つある.だが、「訴状」のなかにも登場する池田瑞仙が、1816(文化13)年に没していることを考え合わせると、可能性は前者に絞られる.
- 16) 村松学佑 (甲斐国医史刊行会). 甲斐国医史. 東京: 学習研究社; 2002. p. 102
- 17) 『山梨医事資料』のなかでは、表記が「瑞瑛」「瑞英」 の2種類でている(管見の範囲で言えば、一般に「瑞 英」と表記される)。この池田瑞英こそは、のちに森 鴎外が『澁江抽斎』のなかで、抽斎の痘科の師とし

- て描く池田京水その人である。池田瑞英・京水はこの時、弟子らを連れ一時的に甲斐に滞在していたようである。なお、池田痘科に関しては、森鴎外の同書のほか、松本清張『両像・森鴎外』(松本清張全集64. 東京:文藝春秋社;1996(初出は1985))、および池田分家のご子孫にあたる中尾英雄氏が、丹念な取材を重ねてまとめた『江戸の疱瘡醫――(ルーツを訪ねて)池田京水とその一族』(私家版;1995. 本稿では、千葉大学附属図書亥鼻分館所蔵本(登録番号:2010382946)を利用)を参照。
- 18)「事件」の当事者の一人・池田瑞英(京水)は一時、 叔父にあたる初代・瑞仙の養子に入ったが、のちに 廃嫡となり分家を立てている。そのため、本来は、 医学館における池田家の痘科の教義・治療実践を一 括りに論じることはできないが、「訴状」においては、 伯寿自身が池田家をひとつの門閥と捉えている。そ こで本稿も、本家・分家を問わず、池田家の教義・ 治療実践をひとつの学派として括り、以下、「池田痘 科」と称することとする。
- 19) 『山梨医事資料』13 オ
- 20) 『山梨医事資料』13 ウ
- 21) 『山梨医事資料』13 ウ. なお, 『断毒論』で伯寿は, 痘瘡・麻疹などの人から人へ伝染する毒気を, 「有形 の毒気」と称している.
- 22) 『山梨医事資料』15 ウ
- 23) 杏雨書屋所蔵 (請求記号: 乾 4749) 3巻
- 24) 上記注『痘疹戒草』巻の上, 16 オ・ウ. 以下, 同書よりの引用は, すべて同項目による.
- 25) ちなみに、本稿で問題としている時期から時代がやや下るため、詳述は避けるが、医学館の一科としての池田痘科は、その後も種痘を忌避している(池田痘科が、人痘種痘・牛痘種痘に対し、どのような見解を表明していたかについては、別稿にて検討した)、池田瑞仙の子・霧渓(2代目瑞仙)も、著書『種痘弁義』のなかで、牛痘種痘を、俗を欺く詭言と断じている(杏雨書屋所蔵本(請求記号:乾4791)を参照、1853(嘉永6)年作成の写本、1巻)、また、瑞仙の孫・直温(3代目瑞仙)も、『牛痘弁非』(1861(文久元)年刊行)において、牛痘種痘は夷狄のおこなう妖術であり、日本に住まう人びとには適さないことを説いている(九州大学附属図書館医学分館所蔵本(請求記号:和漢古医書キ-34)を参照、1巻).
- 26) 伯寿が「隔離」しようとしたのが、当該の病に侵された身体ではなく、いまだ病んでいない身体であったことには、留意が必要である。近代以降にみられるような、病者の側を集団から隔離し排除する態度が、病者に対する集団の反応として決して一般化できるものではなく、いくつかの条件――その病が少数の者を急襲する、治療の機序の不明なもので、かつ公的に正統とされる医学が存在し、その医学が強制的な執行力を有する法制度と密に連関している等

- ――が揃った結果であることが、この事例から推察できるのである。
- 27) ポンペ (沼田次郎・荒瀬進訳). ポンペ日本滞在見聞記. 東京: 雄松堂書店; 1968. p. 345. なお参考までに, 原文は以下のとおり.

"zeer moeijelijke zaak in Japan, zoo meisje kan men niet dwingen om gezond te blijven leven; ligchaam is een eigendom waarover niemand wat te zeggen heeft, en dus ook niet overheit" (Pompe. V. M. VIJF JAREN IN JAPAN 1857– 1863. 3 deel. Leiden: Firma van den Heuvell & van Santen; 1868. p. 233)

"Infectious Disease" Theory during the Japanese Shogunate: An Analysis of "Ichikawa Hashimoto-Hakuju-cho Dandoku-ron Ikken"

Toyoko KOZAI

Graduate School of Humanities and Sociology, The University of Tokyo

Dandoku-ron (Treatise on Eliminating Poisons), written at the beginning of the 19th century by Hakuju Hashimoto, a doctor from Kai (Yamanashi Prefecture), is said to be the first book written by a Japanese author who "treated infectious diseases by means of modern concepts." Hashimoto acquired the ideas for his "infectious disease" theory through his own observations and experience. These ideas, suggesting that tangible poisons — not epidemics or congenital eczema — caused diseases such as smallpox, measles, syphilis, and scabies, were fresh and original at the time.

The originality that Hashimoto demonstrated in *Dandokuron* sometimes conflicted, however, with the theories of the Ikeda group of the Igakkan (Tokugawa Shogunate medical school). This paper details information related to this conflict and explores the politicization caused by the "infectious disease" theory during the Japanese Shogunate.

Key words: Hajuku Hashimoto, Dandoku-ron, infectious diseases, Ikeda group, theory and policy of infectious diseases